

東浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）の目的及び基本理念を踏まえ、庁内各部局の連携のもとに、東浦町のまち・ひと・しごと創生（法第1条に規定するまち・ひと・しごと創生をいう。以下同じ。）に係る人口ビジョンを策定し、並びに総合戦略を策定し、及び着実に推進するため、東浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) まち・ひと・しごと創生に係る人口ビジョンの策定並びに総合戦略の策定及び推進に関すること。
- (2) その他まち・ひと・しごと創生に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、東浦町部制条例（昭和56年東浦町条例第2号）第1条に規定する部の長及びこれらに相当する者で組織する。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、その事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 推進本部の会議は、組織する者の過半数の出席が無ければ開くことができない。
- 3 推進本部の会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。
- 4 推進本部の会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第6条 推進本部に東浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 推進本部へ付する事項の調査及び検討

(2) その他推進本部を円滑に運営するために必要な事務

4 幹事長は、企画政策部長をもって充てる。

5 幹事は、東浦町事務分掌規則（昭和 56 年東浦町規則第 4 号）第 2 条に規定する課の長及びこれらに相当する者で組織する。

6 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第 7 条 推進本部の庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。